

令和 7 年度指名停止の運用状況一覧表

令和 7 年 4 月 2 2 日現在

番号	指名停止業者名	所 在 地	指名停止の期間			指 名 停 止 の 理 由	発 注 者 又は 発注機関	発生場所	要領適用条 項
			自	至	(月数)				
1-1	東名開発株式会 社	海部郡蟹江町大字 蟹江新田字前波 2 2 7 - 3	R7. 4. 22	R7. 5. 5	2 週間	令和 7 年 1 月 2 4 日、海部建設事務 所発注の「緊急河川浚渫維持工事（そ の 4）（週休 2 日）」において、作業員 が、伐採した雑木をバッカー車に積み 込める大きさにするため、1 人でチェ ーンソーにて切断作業を行っていた ところ、片手でチェーンソーを操作 し、その手と交差する形で左手で伐木 を持ったことから、チェーンソーに左 腕の服が巻き込まれ、左腕を切る事故 が発生した。これにより、全治約 2 週 間（休業 0 日）の軽傷を負った。 本件は、愛知県建設局・都市・交通 局・建築局建設工事事務調査委員会に おいて元請業者、一次下請業者及び二 次下請業者が著しく安全管理義務を 怠ったと判断されたことから、元請業 者である東名開発株式会社、一次下請 業者であるフジ造園土木株式会社蟹 江営業所及び二次下請業者である松 香造園株式会社に対して指名停止を 行う。	海部建設 事務所	愛西市西川端 町地内	要領第 4 条 第 1 項 (別表第 1 - 7)
1-2	フジ造園土木株 式会社蟹江営業 所	海部郡蟹江町大字 蟹江新田字下市場 1 9 - 1	R7. 4. 22	R7. 5. 5	2 週間				
1-3	松香造園株式会 社	あま市七宝町川部 二屋敷 2 3	R7. 4. 22	R7. 5. 5	2 週間				

(愛知県建設局)